

男女共同参画会議(第46回)議事要旨

日時：平成27年12月1日(火) 11:30～11:55

場所：総理大臣官邸 4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣(代理 土屋 正忠 総務副大臣)
同	岩城 光英	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣(代理 岡田 直樹 財務副大臣)
同	馳 浩	文部科学大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	森山 裕	農林水産大臣
同	林 幹雄	経済産業大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣(代理 山本 順三 国土交通副大臣)
同	丸川 珠代	環境大臣
同	河野 太郎	国家公安委員会委員長
同	加藤 勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会顧問
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林 文子	横浜市長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	高鳥 修一	内閣府副大臣
同	長島 忠美	復興副大臣
同	高木 宏壽	内閣府大臣政務官
同	黄川田 仁志	外務大臣政務官
同	世耕 弘成	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

(1) 男女共同参画基本計画の変更について

- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について

(答申)

(2) その他

- ・女性活躍推進法の施行について

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 - 1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要)
資料 1 - 2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について(答申)(案)
資料 2 女性活躍推進法の施行スケジュール
資料 3 政治分野の現状と改善の必要性について(辻村議員提出資料)

参考資料 男女共同参画社会基本法(抄)

【議事要旨】

1. 開会

○冒頭、加藤男女共同参画担当大臣が以下のような御発言があった。

(加藤大臣)

- ・昨年10月の安倍総理からの諮問を受け、「第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」について、計画策定専門調査会を中心に御審議いただき、答申案を取りまとめていただいた。御尽力いただいた有識者議員の皆様には感謝申し上げます。
- ・「第4次男女共同参画基本計画」は、男女共同参画・女性活躍に関する今後5年間の基本的な方向を示す極めて重要な計画である。
- ・本日、その基本的な考え方となる本答申案について議論いただき、男女共同参画会議として取りまとめ、総理に答申したい。

2. 議事

○ 鹿嶋計画策定専門調査会長から、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方の案について、説明があった。資料1-1及び資料1-2

・この基本的な考え方は、昨年10月、総理からの諮問を受けて設置された計画策定専門調査会において、パブリックコメントや地方公聴会を通じて、国民の意見も幅広く取り込みながら調査審議を行い、取りまとめたものである。

・ポイントは主に3つ。

1つ目は、効果的な基本計画の推進を図るために、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を始めとする12の政策分野を目的別に大きく3つに体系化したこと。

①「あらゆる分野における女性の活躍」

②女性の健康支援や女性に対する暴力の根絶など「安全・安心な暮らしの実現」

③「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

このような体系化は基本計画の中では初めての試みであり、これら3つの政策領域ごとに重点的に監視・評価すべき目標を定めるべきであるとしている。

2つ目は、女性活躍推進のためには、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として政策の冒頭に位置づけたこと。そのための施策を充実すべきだとしていると議論をしてきた。男性中心型労働慣行とは、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方をさし、その結果、既婚女性は家計補助的な非正規雇用の働き方を特徴とすると分析。男性の家事・育児・介護等への参画も十分でなく、女性の活躍を推進するためにも、長時間労働、固定的性別役割分担の解消が必要である。

3つ目は、女性の参画の拡大についてである。指導的地位に占める女性の割合30%の達成に向けて、引き続き更なる努力を行うとともに、将来、指導的地位へ成長していく女性の人材プールを厚くする。そのための取組を推進することや、そのための目標を設定すべきである。

以上のような内容を踏まえ、さまざまな具体的目標も盛り込んだ実効性のある基本計画を策定していただきたい。

女性活躍は、政府の重要課題として主流化している。同時に、その他男女共同参画関連の課題の主流化も進めていただき、ぜひ男女共同参画社会の形成に向け、歩を進めていただきたい。

○ 上記を踏まえ、各議員から以下のような意見が述べられた。

(岩田議員)

・多くの課題の受け手になっているのが、次の4月から全面施行になる女性活躍推進法で

ある。本法律は、企業の自主性や独自性が発揮できるように、非常にソフトな法律となっている。効果がないのではないかという評価もあるが、情報開示が義務付けられており、世の中が見守っている中で企業は取り組むという意味で、競合他社との比較や、自分の会社のレピュテーションを気にして、大企業は大きく変わると思う。

- ・残されている課題は、中小企業と非正規である。
- ・中小企業については、本法律の中で地域ごとに女性活躍推進協議会を設けることができるという規定がある。ぜひ厚生労働大臣に地方を指導していただき、自治体と国の地方機関と地域の産業団体などで構成する、地域の推進協議会を設置して、そこから地域の中小企業にいろいろと発信していくのが最も良い形だと思う。
- ・非正規については、「女性活躍推進法により正社員の女性はますます活躍するかもしれないが、非正規が置いていかれる」という誤解がある。本法律は非正規もしっかりカバーすべき法律であり、各企業が行動計画をつくるときに、正社員の女性だけではなく非正規の女性のさらなる活躍、処遇の改善もしっかりと行うようご指導願いたい。

(辻村議員)

- ・世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数が今年も11月に公表された。資料3
- ・今年度、2015年版では、日本は145カ国中101位になった。4分野の総合で日本は、100点満点中67点だが、昨年度は104位で、順位が3つ上がった。日本は、政治分野は実は昨年100点満点中5.8点だったが、今年、10点になった。これは女性大臣の数が第2次安倍政権下で少し増えたということがポイントになった。
- ・ジェンダーギャップ指数の次にIPUが毎月のように更新している世界の女性議員比率ランキングの資料を見ていただければわかるように、女性議員比率は相変わらず非常に低い値になっている。一番新しい11月1日現在のデータでは、日本は190カ国中154番目である。衆議院では女性比率が9.5%である。やはり政治分野の男女共同参画についてかなり有効な形で取り組んでいかないと、ジェンダーギャップ指数のランキングも上がってこないという状況である。
- ・政治分野についてこれまでポジティブ・アクションなどいろいろと検討してきたが、今回の基本的な考え方（13頁）でも、「国の取組」のところで、「政党等に要請する」とか、「働きかける」としか書いていない。政党に働きかけるのは当然としても、与党が率先して取組を進め、法制度改革として実行していただければ、非常に有効だと思う。また、他にも、両立支援、議会運営やさまざまな支援策もあり得ると思うので、よろしくお願ひ申し上げます。
- ・私は、今、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長をさせていただいている。基本的な考え方では、53ページの（2）の⑨に「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて法改正を含む必要な措置を講ずる」という記載がある。

これは、今、法務大臣から法制審議会に諮問していただいているので、速やかに法改正が実施されることを希望する。この諮問内容は、もともと検討会で出していた10項目のうち半分以上に絞られている。これら以外の論点についても非常に重要な内容を含んでいるので、今後、専門調査会でも引き続き調査・検討をしていきたい。

(林議員)

- ・この答申案は、全体的には本当にきめ細かく大変しっかりできており、政府に大変御支援いただいていることから本当にいよいよ進んでくると思う。
- ・基礎自治体の首長として、指定都市市長会の会長として申し上げたいのだが、中小企業への対応が一番難しい問題である。
- ・大手企業については大分周知もされているが、実際に現場でお話を伺うと、やはり中小企業において男女共同参画を進めていくのは難しいという。政令都市はかなり男女共同参画について力を入れてやっている。市民の方には基礎自治体が一番近くにあるから、基礎自治体のほうが積極的に現場に伺って、実情の聞き取り、人事、労務制度設計を、ソフトから、ICT環境整備とか、具体的なことを御支援するという体制を整えてまいりたい。また、そのようなことについては、政府に御報告申し上げるので、御支援いただきたい。
- ・一番難しいのは、産休、育休の代替社員を確保すること。これを進めていくのは極めて現場の個別の事情があるので、そのような課題も共有させていただきたい。

(柿沼議員)

- ・女性活躍推進法が動き出したことについて、非常に期待をしている。
- ・沖縄から北海道まで全国あちこちに回って言っているのは、女性活躍推進法が企業だけの活躍法ではないということである。国中の女性たちに大きなかわりがあるのだということを、私たちも広めていっている。
- ・女性が、今、ダブルケアという介護と子育てと両方を引き受けざるを得ない局面も多く出ているので、そういった点への配慮をお願いしたい。
- ・基本的な考え方の35、36ページにあるように、特に地域の農山村に行くと、女性が働き手としてはあるが、発言者としての立場をキープできていないところがある。長男の配偶者は養子縁組をしなければ相続権がないため、相続のときに家族崩壊が起こるなど、続けていけない現場も見聞きしている。農山村の振興のためにも、TPPの中不安もあるので、ぜひ女性の活躍の場を広げていっていただけるようお願いしたい。
- ・審議会などあらゆる場面で、女性を企画の段階から入れていただけるようお願いしたい。

(岡本議員)

- ・女性活躍推進法は企業の取組が見えることによって意識改革が非常に進んでいくのではないかと大変期待しているが、今回スケジュールが示され、実はなかなかまだいろいろなことが周知されていないのではないかと感じている。周りでも、両立支援法と混同して考えている方が大変多い。ぜひきちんとした周知をしていただきたい。連合でも行動計画についてのガイドラインを作成しているところだが、私たちもしっかりと周知をしていきたいが、政府においても周知していただきたい。
- ・認定マークがこれからできるだろうが、その認定基準などについても、使い勝手のいいものをぜひつくっていただきたい。検討をお願いします。
- ・男女共同参画センターが答申案では、地域の活動を支援する重要な拠点であると位置づけられた。ただ、実態は非常に有期の方が多く、財政的には大変厳しい。地域によっては、取組に非常にばらつきがあるとも伺っている。地方行政に対してのことであるため、財政面等について、この答申ではなかなか書き込むことができなかったが、本当に彼らは情熱を持って男女共同参画を進めていらっしゃる。国においても、どういった支援の仕方が最適かはなかなか難しいが、ぜひ財政等も含めて支援をしていただければと思う。

(塩崎厚生労働大臣)

- ・男女共同参画社会の実現は、当然重要であるという前提で、特に2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという政府目標をしっかりと念頭に置いて、厚生労働省としても女性の活躍推進に取り組んでいる。
- ・特に、8月に成立した女性活躍推進法は来年4月1日が全面施行であり、民間議員の方からも、周知が不十分ではないかという御指摘があったが、民間事業主の部分の担当は厚生労働省であるので、しっかりとその準備に全力を挙げてまいりたい。
- ・指導的な地位に占める女性の割合を3割にするのはなかなか簡単なことではないが、各企業においては、採用者に占める女性の割合をふやす、あるいは女性が継続就業できる環境を整備して、指導的地位につくのにふさわしい人材を育成していただくことがとても大事だと思っている。
- ・厚生労働省としても必要な支援を行ってまいりたい。中小企業と非正規の問題は大変重要だと考えており、地方での協議会などを通じての徹底を含め、御提言をしっかりと受けとめてまいりたい。
- ・農業分野、教育分野等、あらゆる分野が女性活躍推進法の対象であるので、各所管大臣におかれては、各業界、各企業の実態に合った取組が進むように、民間部門への督励をお願い申し上げたい。

(馳文部科学大臣)

- ・文部科学省では、男女共同参画を推進するため、多様な選択を可能にする教育学習の充実や、大学等における研究環境の整備や、女性の理工系人材の育成を推進している。

- ・平成28年度の概算要求には、女性の活躍推進のため、放課後子ども総合プランの推進など、女性の能力を最大限発揮できるような支援策を盛り込んでいる。
- ・また、文部科学省みずからも、本年1月に策定した、「文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」に基づき、男女ともに仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けた取組を着実に実施している。加えて、女性職員の積極的な採用・登用拡大にも努めており、例えば、20代職員の約40%、来年度採用予定者の約53%が女性となっている。
- ・今後とも、新たに策定される「第4次男女共同参画基本計画」や女性活躍推進法を踏まえ、女性が輝く日本の実現に向けて、女性の活躍推進に努めてまいりたい。

(岩城法務大臣)

- ・性犯罪の罰則の在り方について、法務省において、昨年10月から、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催し、本年8月に報告書が取りまとめられた。
- ・これを受けて、本年10月、法制審議会に、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について諮問をした。
- ・現在、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われているが、今後、答申が得られたら、速やかに必要な措置を講じてまいりたい。

(土屋総務副大臣)

- ・女性活躍推進法に基づき、全ての地方公共団体は本年度末までに行動計画を策定する必要がある。
- ・地方公共団体においては、子育て、介護、まちづくりなど、住民生活に密着した行政を担っており、女性の柔軟な発想が求められている。
- ・また、既に多くの地方公共団体で女性の採用が進んでおり、問題は、女性の比率はふえているが指導的立場に立つ人が少ないこと。これは、どの地方公共団体でも手挙げ制、つまり管理職試験を受けるかどうかという問題であり、総務省として強制するわけにはいかないが、助言、協力することとしたい。
- ・これから第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっても、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、さらは一層努力をしていきたい。

- 上記の議論を踏まえ、加藤大臣から案のとおり総理に答申する旨の提案があり、了承された。資料1-2
- 加藤大臣より女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について説明が

あった。

- ・ 去る 11 月 20 日に、事業主行動計画策定指針を策定し、告示をした。今後は、来年 4 月から、各事業主において行動計画に基づく取組が実施されるよう、塩崎厚生労働大臣としっかりと連携を取りつつ、事業主への周知、また、行動計画の策定サポートに万全を期してまいりたいので、よろしくお願い申し上げます。資料 2

○菅官房長官から以下のような挨拶があった。

(菅官房長官)

- ・ 「すべての女性が輝く社会」の実現は、安倍内閣の最重要政策の一つであり、また一億総活躍のためにも極めて重要な柱である。
- ・ まずは本年夏に成立した女性活躍推進法に基づく行動計画を、大企業や国、地方公共団体が今年度中に円滑に策定できるよう準備を進めていく必要がある。さらに、男女がともに、家庭、職場、地域で、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を実現しなければならない。
- ・ 公聴会やパブリックコメントを通じて多くの国民の声が反映されたこの答申を踏まえ、年内をめどに、新たな男女共同参画基本計画を策定してまいりたい。達成すべき目標とその実現のための取組を盛り込んだ、真に実効性のある計画となるよう、加藤大臣を中心に、関係閣僚が一丸となって、検討を進めていただき、今月末に開催する予定である本会合において、計画の案についてご議論いただきたい。

3. 閉会